

YouTubeウェビナー | あたらしい法律情報

特殊詐欺の被害、 銀行が補償する 時代は来るのか

2026事務年度 金融行政方針
「実効的な救済」を一気に読む

2026年9月
弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

騙されて
自分で振り込んだお金
誰が負担する？

日本の回収率 約9%

英国は88%を返金

この差はどこから？

最近、金融機関の方からよく聞かれる質問

Q 行政方針の「実効的な救済」は、補償制度の新設まで意味するのか？

被害者側の対応も、体制整備・評価の対象になるのか？

私の見立て

方向性としては、そう考える

ただし

義務化には監督指針の改正が必要
補償制度は、まだ私見の段階

調べてみると——この半年で、国会・金融庁・警察庁が一気に動いていた

振り込め詐欺救済法で戻ったお金は、被害額の何%？

A 約50%

B 約25%

C 約9%

答え

C 約9%

2024年度

戻った預金等 約77億円
被害総額 約906億円

犯人はすぐ引き出す。凍結した時には、口座はほぼ空。

出典：衆議院法務委員会（2026年4月15日）の金融庁答弁による試算

被害は「件数」以上に「1件の重さ」が増している

2,108億円

7月末までの被害額

+43%

前年同期比

10億円

1日当たり（上半期）

5割超

振込型の割合

件数の伸び +16.6% → 被害額の伸び +42.9%

※令和8年からSNS型投資・ロマンス詐欺も特殊詐欺に含めて集計

出典：警察庁「令和8年7月末／上半期の特殊詐欺の認知・検挙状況等（暫定値）」

4つのステップと、4つの問い

1

国会

銀行は、どこまで止めるべきか

2

行政方針

「実効的な救済」は補償のことか

3

施策

被害者側の検知・追跡はどう変わるか

4

補償と備え

英国型の補償は、日本に来るか

01

半年で一気に動いた

国会の12億円事案から、金融行政方針まで

4月の国会から、9月の行政方針まで



次は？ 監督指針・ガイドラインへの落とし込み（私見）

点ではなく線で見ると、政策の向かう先が見える

出典：衆議院会議録、金融庁・警察庁公表資料、犯罪対策閣僚会議決定を基に作成

12億円の被害、銀行は止められなかった

委員が取り上げた事案

12億円

愛媛県の80代
警察官・検察官を
名乗る者にだまされた

声はかけたが止められず

金融庁の答弁（要旨）

求めていること

検知 → 顧客確認 →
出金停止・凍結・解約

ただし

顧客の意向等によっては、
送金を拒むことが困難な場合も

出典：衆議院法務委員会第4号（2026年4月15日）会議録を基に要旨を作成

法務省「注意義務の程度は、個別の事情による」

1 振込依頼は準委任。銀行は善管注意義務を負う

2 注意義務の内容・程度は、個別の事情による

3 送金留保を検討するなら、民法の立場から協力

送金を「止める根拠」は、まだ解釈任せ

出典：衆議院法務委員会第4号（2026年4月15日）会議録を基に要旨を作成

金融庁「英国の制度もしっかり参考に」

委員が紹介した英国

- 騙されても原則補償
- 上限は8万5千ポンド
- 受取側の銀行も50%負担

金融庁の答弁（要旨）

- 日本に補償義務の規定はない
- 単純比較は難しい
- 英国も参考に、継続的に検討

私見：9月の行政方針「救済制度の在り方」は、この答弁の延長線上

出典：衆議院法務委員会第4号（2026年4月15日）会議録を基に要旨を作成

銀行は「挟み撃ち」になっている

止めなかったら

「なぜ、異常な送金を
止めなかったのか」

善管注意義務違反の主張
(民法644条・656条)

止めたら

「本人が送ると言っ
ているのに、なぜ拒むのか」

債務不履行の主張・苦情
止める法的根拠が弱い

ファインプレー頼みから、「止められる制度」へ

02

行政方針を正確に読む

「救済」と「被害発生後の対応」は別の文脈

同じページにある2つの文言を、分けて読む

① 特殊詐欺の項目

被害者の実効的な
救済に向けた制度の
在り方について検討する

対象：本人操作型を
含む特殊詐欺

② ネット取引の不正アクセス

顧客への連絡・
被害発生後の対応等の
態勢を確認する

対象：第三者による
無権限の取引

「被害発生後の対応」は②の文脈。①と混同しない

「実効的な救済」＝補償制度の新設、とは言えない

確実に動いている

- 1 救済法の見直し
- 2 追跡・凍結・回復
- 3 金融犯罪対策センター

まだ決まっていない

本人操作型詐欺の 補償制度

文言は「制度の在り方」
補償は排除されていない

私見：まず「取り戻す力」、その先に「補償」

7月28日の緊急対策に、救済の中身がある

救済法の見直し

生活資金と混ざった
「混在口座」からも
被害者に還付する

対策センター

警察と銀行が
同じ場所で、即時に
追跡・凍結・回復

情報共有

訴訟リスクを確認し
免責規定の創設も
検討する

センターはシンガポールの詐欺対策センターがモデル

出典：犯罪対策閣僚会議「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」（2026年7月28日）

03

対策は「犯人側」から「被害者側」へ

被害金を追いかけ、被害者の行動を検知する

6月1日、被害金を「追いかける」 枠組みが始動

課題：照会に数日～数週間。その間に被害金は次の口座へ

被害を
把握



オンライン
で照会



銀行が
即回答



移転先を
凍結



被害
回復へ

参加9行

みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・セブン
楽天・イオン・SBI新生・ゆうちょ

出典：金融庁・警察庁公表（2026年5月28日）、報道を基に作成

「被害者の行動」を検知する力が弱い

8先

全国6・地域2

101

テストシナリオ

- 被害者の行動の検知が限定的
- 詐欺の検出力はマネロンより低い
- 地域金融機関に即時検知の未導入先
- 事後検知から未然防止へ

サイバー×AML×金融犯罪対策を一体に

出典：金融庁「取引モニタリングの検知能力強化に向けた横断的レビュー」報告書（2026年5月28日）

金融犯罪対策の「主語」が変わる

従来：主語は「犯人」

犯罪口座を検知



口座を凍結



届出・警察連携



残高を分配

これから：主語は「被害者」

異常な送金を即時に検知

お客さまに連絡・確認

必要なら送金を保留

警察と連携し追跡

凍結して回復へ

救済制度（検討中）

変化は3つの段階で同時に起きている

これまで

これから

予防

口座の検知

被害者の送金も検知

拡大防止

口座の凍結

連絡・保留・警察連携

発生後

残高の分配

追跡・回復・救済制度

私見：有効性検証と被害者保護は、ほぼ一体になる

04

補償制度はどこへ向かうか

日本の「空白」と、英国・EUの答え

本人が振り込んだ被害には、法定の補償がない

偽造・盗難カード	預金者保護法4条・5条	補償あり
ネットの不正送金	全銀協の申し合わせ	補償あり
証券口座乗っ取り	大手10社の補償方針	個別に補償
振込型の詐欺	振り込め詐欺救済法	残高のみ
騙されて本人が送金	なし	空白

出典：預金者保護法、全銀協申し合わせ（平成20年）、日証協公表（2025年5月）、振り込め詐欺救済法

遠隔操作のサポート詐欺は、補償の対象か

A 犯人が遠隔操作

本人の意思に
基づかない払戻し

→ 不正送金の補償の
枠組みに入り得る（私見）

B 本人が指示どおり操作

本人操作型の詐欺

→ 現行法では空白
→ 将来の補償の対象へ（私見）

EU：詐欺師が開始・改変した取引は「無権限」扱い

英国：強制補償で、被害は減り、返金は増えた

88%

返金率
(開始～2026年3月)

-21%

詐欺被害の減少
(独立評価)

50:50

送金側と受取側
で負担

£8.5万

補償の上限
(1件)

- 受取側にも負担 → 不正口座を放置しない動機
- 課題：銀行間のばらつき、対象外への移行

2024年10月7日施行／2026年12月に見直しの協議予定

出典：英国PSR「APP scams reimbursement dashboard」(Q1 2026)、独立評価(2026年7月1日)

EU：「なりすまし」と「SNS」にも責任

予防の義務

受取人名の照合
不正情報の共有
怠れば損失負担

なりすまし

銀行員を装う
詐欺は
全額返金

プラットフォーム

詐欺広告を
消さなければ
責任を負う

日本でも、SNS・通信事業者の負担が論点に

出典：EU決済サービス規則（PSR）・PSD3の暫定合意（2025年11月27日）関連の公表資料

日本版を作るなら、論点はこの5つ（私見）

- | | | |
|---|----------|------------------|
| 1 | 補償の範囲と上限 | どこまでを対象に |
| 2 | 負担の配分 | 英国は送金側と受取側で50:50 |
| 3 | 顧客の重過失 | どこから補償しないか |
| 4 | 止める権限 | 送金保留の法的根拠 |
| 5 | 他業界の負担 | SNS・通信・プラットフォーム |

05

金融機関は今から何をするか

法的リスク、新しいKPI、体制整備

被害者からの請求は、どう組み立てられるか

送金側の銀行

根拠：善管注意義務（民法644条・656条）

争点：異常な送金を検知し、止めたか

受取側の銀行

根拠：不法行為（民法709条）

材料：犯収法の確認義務、救済法3条1項

私見：行政方針・要請文書が「注意の水準」として持ち込まれる

有効性検証の新KPI① 予防・拡大防止

1 被害者側の異常送金を何件検知したか

2 検知から顧客連絡まで何分か

3 お客さまに接触できた割合

4 送金前に阻止した件数・金額

5 警察連携までの時間

有効性検証の新KPI② 発生後・回復

6 送金後、凍結まで何時間か

7 被害金の追跡に成功した割合

8 回収・返還につながった金額

9 二次・三次送金を防げた割合

10 被害申出から補償判断までの日数

今から整えておきたい7つのこと（私見）

① **被害申出の窓口**
夜間・休日も一つの窓口で

② **送金側の記録**
検知→保留→確認を残す

③ **受取側の速度**
凍結・残高保全を速く

④ **即時の通知**
不審なログイン・設定変更

⑤ **約款の点検**
免責条項（消費者契約法8条・10条）

⑥ **補償の社内基準**
判断基準を明文化

⑦ **三部門の一体化**
サイバー×AML×金融犯罪

**記録と基準は、
制度の前から効いてくる**

「犯人を捕まえる」から「被害者を守る」へ

国会 金融庁は英国制度を参考に検討

方針 「救済」と「発生後の対応」は別

施策 追跡・凍結・回復と被害者の検知

補償 本人操作型は空白。補償は排除されず

実務 記録・基準・KPIを今から

問われるのは「何人のお客さまを守れたか」

おわりに

ご視聴ありがとうございました

チャンネル登録・高評価をお願いします

あたらしい法律情報

ご相談・お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

TEL 03-5288-1021 m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は一般的な情報提供を目的とするもので、個別の事案についての法的助言ではありません。

主な参照資料

- 金融庁「2026事務年度金融行政方針」（2026年9月15日）
- 衆議院法務委員会第4号 会議録（2026年4月15日）
- 犯罪対策閣僚会議「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」（7月28日）
- 金融庁・警察庁「被害金の追跡、凍結、回復に指向した官民協働型枠組み」（5月28日）
- 金融庁「取引モニタリングの検知能力強化に向けた横断的レビュー」報告書（5月28日）
- 警察庁「令和8年7月末／上半期の特殊詐欺の認知・検挙状況等（暫定値）」
- 英国PSR「APP scams reimbursement dashboard」、独立評価（2026年7月1日）
- EU決済サービス規則・PSD3の暫定合意（2025年11月27日）

※ 検討中の施策は、今後の法令・監督指針等により内容が変わり得ます。